

(新)

交野市教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準表(案)

父 母 の 状 況				基準
1 居宅外労働	01	月実働160時間以上		20
	02	外勤・自営業(居宅外)	月実働120時間以上	16
	03		月実働80時間以上	12
	04		月実働64時間以上	8
2 居宅内労働	01	月実働160時間以上		16
	02	自営業(居宅内)・内職	月実働120時間以上	12
	03		月実働80時間以上	8
	04		月実働64時間以上	4
3 妊娠出産	01	出産(産前から、出産後8週経過日が属する月の末日まで3ヶ月程度)		25
4 疾病・障がい	01	病気・けがの場合	1ヶ月以上の入院または常時病臥(退院日の属する月の末日まで)	25
	02		疾病・負傷により保育が不可能	20
	03		疾病・負傷により保育が困難	12
	04	身体障害者手帳1~2級・療育手帳A		25
5 看護・介護	05	身体障害者手帳3級・療育手帳B1・精神障害保健福祉手帳		20
	06	身体障害者手帳4~6級・療育手帳B2		16
	07	上記以外の障害で保育が困難		12
	01	親族の入院のため常時看護している(退院日の属する月の末日まで)		25
6 災害	02	長期間同居の親族を常時介護している		10
	01	災害復旧に従事		20
7 求職	01	ひとり親家庭・生活保護受給世帯(保護者の就労により自立が見込まれる世帯に限る)・生計中心者の失業(自己都合は除く)による求職の場合		10
	02	上記以外の家庭の場合		1
8 就学	01	就学している場合	(※1)	
9 特例	01	兄弟姉妹が療育施設等に母子通園している場合		20
	02	その他市長が必要と認める場合 上記以外の理由で家庭において児童の養育が困難な場合		
調整		ひとり親家庭(求職を除く)		+5
		小規模保育等の卒園児		+5
		対象児童が認可外保育所に通園している期間が6か月以上		+5
		広域入所中で受託先の市町村の理由により保育の継続ができない場合		+5
		下の子の育児休業により退園し、育児休業終了後に再度入園する場合		+5
		育児休業を終了し復職する場合		+3
		生活保護受給世帯(保護者の就労により自立が見込まれる世帯に限る)		+3
		対象児童が障がい(身体障害者手帳1・2・3級又は療育手帳の交付を受けているか、特別児童扶養手当の支給対象となっている場合、又は医師の診断書がある場合)を有している世帯		+3
		兄弟が入所している場合(同一保育所に入所を希望する場合に限る)		+3
		保育料を3か月以上滞納している世帯		-10

上記の表に基づき父母のそれぞれの基準のうち低い方を選考点数とし、選考点数の高いものから優先する。

(※1) 就学している時間が、1「居宅外労働」の時間区分に準じた基準点とする。

上記の表により同点の場合は下表により決定する。

同点の場合の優先順位	
1	祖父母と別居(交野市外)の世帯
2	祖父母と別居(交野市内)の世帯
3	当該保育所の希望順位が高いもの
4	申込順

#### 備考

※ 育児休業終了で申込みをしていて、希望日に入所できない場合は継続して調整点を加算する。

(旧)

交野市保育所入所選考基準表

父 母 の 状 況				基準
1 居宅外労働	01	1日6時間以上月20日以上		5
	02	1日4時間以上月16日以上		4
	03	上記の基準以下の外勤の場合		2
2 居宅内労働	01	自営業に従事	1日6時間以上月20日以上	5
	02		1日4時間以上月16日以上	4
	03	内職・在宅勤務	1日6時間以上月20日以上	4
	04		1日4時間以上月16日以上	3
3 出産	05	自営の協力者、または訪問販売等に従事		3
	06	上記の基準以下の自営・内職・訪問販売等に従事		2
4 病気・障害	01	出産月を含め3ヶ月		4
5 看護・介護	02	病気・けがの場合	1ヶ月以上の入院または常時病臥(診断書の提出)	A
	03		その他の病気(診断書の提出)	3
	04	身体障害者手帳1~2級・療育手帳A		A
	05	身体障害者手帳3級・療育手帳B1・精神障害保健福祉手帳		5
	06	身体障害者手帳4~6級・療育手帳B2		4
	07	精神障害を有し保育できない場合(診断書の提出)		5
		上記以外の障害で保育に支障がある(診断書の提出)		3
6 災害	01	同居の親族の入院のため常時看護している		A
	02	長期間重度の疾病または障害を有する同居の親族を常時介護している		4
	03	上記以外で介護が必要で保育に支障がある		3
	04	別居の親族の入院・重度の疾病のため常時看護・介護している		3
7 その他	01	災害復旧のため		A
	02	就学している場合	1日6時間以上月20日以上	5
	03		1日4時間以上月16日以上	4
	04	父子家庭・母子家庭の場合		4
	05	求職中の場合	上記以外の家庭の場合	1
	06	兄弟姉妹が療育施設等に母子通園している場合	1日4時間以上月16日以上	5
	07	育児休業終了し職場に復帰する場合	1日4時間未満月16日未満	4
調整		その他市長が必要と認める場合		
		上記以外の理由で家庭において児童の養育が困難な場合		
		その他の状況		
		父子家庭・母子家庭(就労希望を除く)		+1
		育児休業終了し職場に復帰する場合		+1
		生活保護受給世帯		+1
		兄弟が入所している場合(同一保育所に入所を希望する場合に限る)		+1

上記の表に基づき父母のそれぞれの基準のうち低い方を選考点数とし、点数の高いものから優先し、同点の場合は申し込み順とする。Aの基準については最優先の入所とする。

#### 備考

- ※ 看護・介護については、看護・介護を受ける親族の診断書の提出を必要とする(病名及びそれに伴う保育が実施できない旨を記載)。
- ※ 就学者は在学証明書及びカリキュラムの提出を必要とする。
- ※ 就労・就学予定は就労・就学開始日の属する月の入所判定から就労と取り扱う。
- ※ 育児休業終了で申込みをしていて、希望日に入所できない場合は、翌年度4月入所の判定まで調整点を加算する。
- ※ 当該年度中に65歳に満たない同居の祖父母については、いずれかの要件に該当する場合は父母の基準を適用し、いずれの要件にも該当しない場合は1点とする。
- ※ その他市長が必要と認める場合は関係機関と協議する。
- ※ 求職中または就労の基準以下で入所した場合は原則として3ヶ月を限度とする。
- ※ この基準は既に入所している児童の保護者にも適用し、基準に満たない場合は原則として3ヶ月を限度に改善していく。
- ※ 広域入所で受託先の市町村の理由により保育の継続ができない場合は「市長が必要と認める場合」として保育が継続できるよう取り扱う。